

一 般 質 問

質問 1 消防団について

国枝 利樹 議員



質問 1

消防団のあり方についてお伺いします。

現在、団長以下160名の定員で活動をされています。本年は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、日頃の訓練等が中止、自粛となっていますが、消防力確保の対策はどのようにされていますか。

また、機能別消防団の検討状況について、進捗及び今後の方針をお聞かせください。

答弁 (危機管理監)

6月からは「新しい生活様式」に適した町消防団活動指針による、参加者数の検討、ソーシャルディスタンスの確保、活動中のマスク着用・手洗い・消毒等の基本的な感染防御対策を実施する中、新入団員への基本的消火技術の習得を目的とした分団訓練自粛の一部解除、また出水期に備えた水防訓練、全分団による消火演習の実施など、段階的に団活動を再開している状況であります。

また台風等の警戒等、長時間の災害出動に備え、消毒液やマスクの配布等の対策を行っているところでもあります。さらに、今後は、消防技術の向上を図る研修会の企画等、今の状況下でも、創意工夫して、団員の士気高揚、消防活動の知識と技術の向上が図られるよう活動支援を行ってまいります。

今後も地域の消防力を維持しつつ、新型コロナウイルスの感染症の状況を考慮し、団員や家族の皆さまの安全の確保を第一に、消防団と協議を行いながら、効果的な活動内容を検討し、消防力の確保を図ってまいりたいと考えています。

次に、機能別消防団の組織化についてであります。未だに設置に向けた検討が進んでいないのが現状であります。

団員の負担を減らしつつ、地域消防防災力を維持していくためには、特定

の活動や役割に限定した「機能別消防団」には大きな可能性があると考えています。

仕事や家庭の都合により消防団を退団された方々の中には、「知識や経験を活かして、もう少し地元に貢献したい」という方も少なからず、いらっしゃいます。何とかその人材の活用ができれば、と考えているところであります。

今後、すでに機能別消防団を設置する近隣自治体の状況や基本団員との区別化・位置付け・任用基準等について、消防団と調整しながら検討し、町民の方が消防団への理解を深められるように努め、消防団員の確保対策につなげてまいりたいと考えています。

質問 1 町有施設の利活用にかかる公募型プロポーザルについて



永井 啓介 議員

質問 1

今年4月より実施されている町デイサービスセンターの利活用に係る公募型プロポーザルについて、審査委員会の審査過程に、町民の皆様から透明性と公平性に疑念を抱かれると思われる部分があります。

町民の皆様の権利と利益を第一に考え、守るためにこの審査過程と結果を見直し、今考えられる最善の方法に改めるべきではないでしょうか。

答弁 (町長)

「大野町デイサービスセンターの利活用に係る公募型プロポーザル」については、「大野町デイサービスセンターの利活用に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」及び「公募型プロポーザル実施要項」に基づき、適正に審査を実施致しました。

プロポーザル審査は、厳正かつ公正に行い、町民の皆様に疑念をいだかれるようなことは一切ございません。

提案の内容については、介護サービス・障がい者福祉サービスの融合な

ど、国が推進する「地域共生社会」の実現にも合うこと、企業の財務内容、さらに災害時の福祉避難所、小中学生のボランティアの受け入れ等福祉教育としての場の提供及び認知症の相談援助など、第3期大野町地域福祉計画にも沿った内容であることなどから、最優秀提案者として選定したものであります。

9月10日の民生建設常任委員会において審議されたとおり、町社会福祉協議会との連携も視野に入れて地域共生社会の構築に向けて努力を重ねてまいります。

なお、町が実施するプロポーザルについては、より一層透明性、公平性を高めるため、プロポーザルの基準となる「大野町プロポーザル方式実施要綱」を新たに制定する準備を進めているところであります。

質問1 結婚相談窓口の設置及び婚活イベントの積極的
開催について

質問2 町図書館の蔵書の充実等について

質問3 中学生の自転車賠償保険加入の義務化とその補助に
ついて



野村 光宣 議員

質問1

社会情勢やライフスタイルの変化により、晩婚化・非婚化傾向が問題となっている状況に鑑み、結婚相談窓口を町あるいは社会福祉協議会内に設置すべきではないか。また、婚活イベントについても積極的に開催すべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

答弁 (総務部長)

近年特に、男性の初婚年齢が上昇傾向にあり、県平均を上回る状況となっていることから、結婚を考えながらも出会いの機会が減少している独身男女の交流を促進する婚活支援としての相談窓口の設置は、少子化対策やまちの活性化という観点からも、有効な手段のひとつであると考えています。

結婚相談窓口の設置については、県下では30市町村で設置されているこ

とからも、今後は町社会福祉協議会と前向きに協議をしてまいりたいと考えています。

また、婚活イベントの開催につきましても、今後の社会情勢を見極め、町内各種団体と協議しつつ、より参加しやすい男女の出会いの場を創出してまいりたいと考えています。

質問 2

図書館等のスペースを有効利用して、町民1人あたりの蔵書数を増やすとともに閉架図書の保存方法の検討、また開館以来の古くなったAV機器の更新などを進めるべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

答弁 (教育長)

蔵書数を充実するための方策について、大きく2つの手立てを考えています。

1つ目は、書籍の閲覧、保管の両スペースの拡充です。

現在、閲覧室と参考資料室を合わせますと約927㎡、閉架書庫が約81㎡あります。そこに、旧教育長室の応接室を閲覧室として整備・開放することにより、約46㎡広がり、約1,054㎡となり、書架の増設も可能となります。

閉架書庫についても、資料の保存期間の見直しや利用頻度の低い図書や物品を整理するとともに、書架の増設を図ることで保有図書の増加を見込むことができます。

2つ目は、第六次総合計画後期基本計画の主要施策でもある図書館のデジタル化への対応であります。平成26年度に、近隣に先駆け国会図書館資料の閲覧サービスを導入致しましたが、近年は印刷物の出版数が大幅に減少し、代わってデジタル版の出版数が伸長し、デジタル配信のみの出版物も珍しいものではなくなりました。同時に配信料金も安価になっていることもあり、新聞資料のデジタル配信サービスの導入を検討したいと思っております。

応接室には、現在、開館時から保存する新聞資料が保管されていますが、これらの資料がデジタル版に置き換わりますと省スペース化に貢献するだけでなく、瞬時に記事検索が可能となるなど、閲覧性・検索性が飛躍的に向上致し

ます。また、現有AVシステムにつきましては、利用者が限定的であることから見直しを図り、ハードまたはソフトともに古い規格のものから整理し、AV資料提供サービスの廃止に向けて検討したいと思えます。ただし、旧規格映像資料のうち、特に必要なもの、かつコンバートが可能なものにつきましては、引き続き活用することも検討したいと思えます。そして、それに代えて、幅広い年代の方の利用が期待できる国会図書館システム、新聞検索システムを包括的に行える情報コーナーの設置も検討してまいります。将来的な書物のネット配信などの社会的要請に積極的に対応していくことで、図書館の「情報拠点」機能の充実を図りたいと考えています。

質問 3

通学に、部活に自転車を利用している中学生はほとんどだと思えますが、その賠償保険加入率は低い状況です。しかし、万一、事故が起きた場合の損害賠償額は非常に高額な判例も出ている。中学生には全員に加入していただき、その費用を補助していただきたいと思うが、どのようにお考えかお伺いします。

答弁 (教育長)

自動車における自賠責保険のように、自転車にも賠償保険の加入を義務化する動きもみられますが、現状においては、既存の自転車賠償保険への加入促進を図ることが望ましく、その促進を図る上で、加入しやすい環境を整備するとともに、引き続き交通安全教育と保険の重要性や加入促進についての教育を充実させる必要があると考えています。

まずは、特に利用頻度の高い中学生について、万が一加害者となってしまった場合の保護者の経済的負担軽減と、被害者を救済するための保険加入を促進するため、その方策として、自転車賠償保険への加入費用に対する補助制度の整備について前向きに検討してまいります。

質問 1 コロナ禍を加味した教育支援について

質問 2 地域学校協働活動について

宇佐美 みやこ 議員



質問 1

コロナ禍においてのあらゆる施策の中でもタブレット端末が全学年に行き渡るタイミングで、家庭でも学習に活用でき、不登校の児童生徒への有効活用と Wi-Fi 環境整備のための補助金も含めお伺いします。

答弁 (教育長)

これまで不登校傾向の児童生徒は、授業で使った学習プリントなどの紙媒体を受け取り、それを使用しての受け身的な学習を進めてきました。ただ、一人一端末の配備が整えば、端末内のアプリケーションを利用して、自分のペースに合わせたドリル学習、また、教科書の QR コードを介してのデジタル教材や国・県が提供する学習支援サイトを活用して学習するなど、自分がやりたいと思った内容を自分で選択するといった、自力で幅広い学習を進めることが可能となります。一人一端末は、彼らの主体的な学びを保障するツールとなることが期待されています。

さらに、将来的に普段の授業をオンラインで配信することが可能となれば、不登校傾向で自宅にいたり、別室登校をする児童生徒にとって、まずは見るだけ、聞くだけの参加から、やがて双方向での参加が可能になれば、学校、学級とのつながりを作ることができ、やる気さえあれば学習の進度を落とさず、学び続けることが可能となります。

一人一端末は、「授業が分からないから学校に行けない、学校に行けないからさらに授業が分からない。」といった、負のスパイラルを断ち切ることができるツールになり得ると考えています。

また、こうした ICT を活用した学びを保障するためには、各家庭においても通信環境整備が必要であります。

今回の第 6 次補正予算にて、Wi-Fi 環境（インターネット環境）がないご家庭に対しては、その環境整備に係る費用の一部を支援する補助制度を創設するために予算を計上しています。

今後も、不登校傾向の児童生徒のみならず、全ての児童生徒に対して、I

CTを最大限に活用した学びの保障や円滑な就学ができるように、取り組んでまいりたいと考えています。

質問 2

大野町でも地域と学校が連携・協働し子どもの育ちを支えていく、地域学校協働活動を推進していると思いますが、さらに、大野町の人財である地域の方々、高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域に開けた学校づくりとなるよう、今後の活動方針をお伺いします。

答弁 (教育長)

町では、昨年度、放課後の子どもの居場所づくりとして「放課後子ども教室」を実施致しました。

6地区公民館で各2回開催し、自主学習をはじめ、読み聞かせサークルによる絵本の読み聞かせ、万華鏡作り、換算ものさし作りや科学実験などを通して、子どもたちが楽しく有意義に学ぶ教室を目指しました。

しかしながら、本年は学習支援活動を行っている団体さんのご都合により開催を見送り、開催内容や方法の見直しを検討しているところであります。

そこで、本年度は、放課後子ども教室をはじめ、地域学校協働活動を推進するため、県と岐阜大学が共同設置しました「ぎふ地域学校協働活動センター」が主催する、「地域学校協働活動推進員研修」に教員OBが参加していただくことに致しました。この研修は、地域学校協働活動の核となる推進員を育成することが目的となっています。まずは現在の受講者が中心となって、各学校校区ごとに既設の組織を活用した地域学校協働本部の設置を、また各学校に推進員の配置を目指したいと考えています。

そして、幅広い地域住民等の参画を得た協働本部の整備と推進員の育成により活動を進め、将来、地域の担い手となる子どもたちを地域総がかりで育てる地域づくりへとつなげてまいりたいと思います。

質問 1 高齢化・少子化が進む社会の中で、大野町における
福祉行政の取り組みについて

質問 2 大野町南部地区の治水対策について



宇野 等 議員

質問 1

- ① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正の来年 4 月施行を控えて、どのように対応されるのか。
- ② 地域福祉を推進する社会福祉協議会のあり方をいかがお考えでしょうか。
- ③ 大野町らしい福祉のあり方とその具現化について、お考えをお伺いします。

答弁 (町長)

- ① 今回の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正では、その実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という 3 つの支援を一体的に行う新しい支援事業、すなわち「重層的支援体制整備事業」の創設が挙げられています。

現在、町では、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者の支援を一体的なものとして捉え、行政の縦割りをなくしワンストップで支援を行うように努めています。しかし、支援の中には地域社会での孤立など行政だけでは解決出来ない課題も多くあります。今回の改正は、取り組みの主体が住民とされ、地域住民の地域コミュニティや支えあいの強化に重点が置かれています。

今後「断らない相談支援」を行う上で、高齢者・障がい者・子育て・生活困窮者への対応に加え、全国的に「8050問題」「ダブルケア」と言われるように生活問題が複合化している中で、「包括的」「重層的」な相談支援、地域での積極的な支援の体制をつくるのが課題となりますが、行政としては、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そこで地域福祉の推進にあたっては、全

庁的な取り組みが必要不可欠であることから、庁内各課との緊密な連携を図りながら、全庁一体となって施策の推進を図ってまいります。

- ② 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、町でも任意団体として昭和34年に設立。地域福祉を推進していくことを使命とし、昭和63年には社会福祉法人化され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的として組織されました。

その役割は、行政と連携しながら地域福祉計画の推進役を担うとともに、住民や各種団体、行政とのつなぎ役を担っています。社会福祉協議会は、より住民に近い存在として、行政では行えないような、きめ細やかな福祉サービスを行うことができることから、行政と社会福祉協議会は地域福祉を推進する車の両輪の如く、協働で福祉行政を行っていくことが重要となります。

それらの機能を発揮できるよう、町では福祉事業の洗い出しや事務量を積算するとともに、社会福祉協議会との事業分担、補助金受託金の見直しを含め、それぞれの立場において役割を担い、連携し、補完し合いながら体制整備に努めてまいります。

- ③ 大野町の地域福祉を推進する活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な地域活動で、これこそが「地域力」であると考えています。日々生活する上では様々な課題がありますが、「大野町らしさ」である豊かな「地域力」を最大限に発揮し、住民自らが解決に取り組む体制が必要であると考えています。

具体的には、「大野町支えあいの会」と連携し、小学校区を単位として地域の特性に応じた「地区支えあいの会」の立ち上げであります。地域のつながりの再構築を図り、誰をも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。

町の特徴でありその魅力は、地域の豊かな自然、歴史、多くの文化財、昔から地域で行われてきた行事などであり、これらの行事を通して、親から子、子から孫へと伝統が受け継がれることで郷土愛を醸成し「創造力」を育む、また福祉協力校を含む教育を、生涯にわたり学ぶ機会を提供するとともに、地域での交流を推進することで福祉意識の醸成を図ってまいります。

教育と福祉が一体となってまちづくりを進めていくことが、私が目指す

「大野町らしさ」と考えています。

質問 2

大野神戸インターの開通と同時に南部地区開発事業として（仮称）西濃厚生病院の建設・インター周辺の区画整理事業・神戸町西座倉地区区画整理事業が進む中で、具体的な治水対策について、お伺いします。

答弁（町長）

町では、今年度スタートした「第六次総合計画後期基本計画」において、インターチェンジ周辺を「総合病院の整備促進や商業・工業施設の誘致を行い、良好な住環境を維持しながら、合理的な土地利用を進める地域」としています。現在、この地域では、JA岐阜厚生連が（仮称）西濃厚生病院の整備を、また、大野町、神戸町それぞれが土地区画整理事業による商工業用地の確保に向けた各種調査を実施しています。

その一環として、町では、8月6日から8日までの3日間、土地区画整理事業についてインターチェンジ周辺の地権者の方と今後の整備に向けた個別面談を行いました。面談では、インターチェンジ周辺の農地を集約し、面的に整備を行うことで、大きな区画が確保でき、また、道路や水路、調整池などの公共施設も計画的に配置できることを説明させていただきました。参加いただいた方からは、おおむね前向きなご意見をいただきましたが、併せて、「開発を行う区域だけではなく、南部地域全体の治水対策に取り組んで欲しい」「われわれの住んでいる下座倉地区に水がつかないようにして欲しい」といった強い要望をいただきました。

南部地域の治水安全度は、徳山ダムと横山ダムの関係操作（洪水調整）により大幅に向上しましたが、近年の気候変動による降雨の局地化や雨量の増大、被害が激甚化・頻発化する中、（仮称）西濃厚生病院や企業の進出を予定しているため、開発基準に基づいた調整池の設置や排水路の整備だけではなく、現場の状況に応じた対応が必要であると考えています。

具体的には、まずは、神戸町西座倉地区との境を流れる西座倉排水路の大野町工区について、雑草や樹木が繁茂している状態で、排水路の通水断面が確保

出来ず、流下能力が低下している箇所が見受けられることから、関係機関と協議を行い、排水路の法面の保護、堆積土砂の撤去、樹木の伐採などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

また、通水断面の確保とともに、内水排除能力の向上を図るため、花田川排水機場のポンプ能力の増強や西座倉排水路等の新たな排水機場の設置などについて神戸町と協議を行い、国や県に対し、強く働きかけを行ってまいります。

併せて、根尾川右岸の堤防補強や花田川左岸の低水護岸整備等の洪水や氾濫による堤防の弱体化を未然に防ぐための対策についても同様に国や県に対して強く働きかけを行ってまいります。

質問 1 コロナ禍における避難所運営のあり方について

質問 2 押印慣行見直しについて



ひろせ 一彦 議員

質問 1

- ① 公共施設等避難所の開設活用について
 - ② 分散避難によって物資の届け先が増える場合の対応について
 - ③ 感染予防に必要な資機材の推進状況と保管スペースの確保及び避難所全体の運営のあり方について
 - ④ 避難所を運営する場合のマンパワーの体制整備について
- お聞かせ下さい。

答弁 (危機管理監)

- ① 国からも通常よりも可能な限り、指定避難所以外の施設を避難所として開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討するよう通知がありました。

町では、大型台風の到来による暴風・大雨警報等（レベル3）の発表の恐れがある場合には、6つの地区公民館を事前に開設し、町民の方の自主避難に対応しています。

また、従来の避難所運営マニュアルに加えて、感染症対応のためのマニ

マニュアルを今年6月に作成致しましたが、その中では、避難者カードと健康状態チェックカードを用い、事前受付では、まず検温の実施、職員による避難の状況と健康状態の聞き取りを行い、これに記録することとしています。

ここで発熱の症状がある避難者につきましては、教室等個室の用意を致します。また、高齢の方、障がいをお持ちの方、妊婦等の体調に配慮が必要な方につきましても、個室や簡易テントに移動していただくこととしています。

さらに、要配慮者の避難先として、町内で協定を締結させていただいています8ヶ所の民間社会福祉施設の利用や、指定避難所の避難者数の状況により、車中泊の避難者が増えることも想定されるため、学校のグラウンド等、車中泊に備えた場所の確保を考えています。

また、コロナ渦における災害発生時は、指定避難所に大勢が避難することは難しく、3密を避けるためにも、今後は、地区の集会所やお寺などを臨時の避難所とすることや、近隣市町との間で、広域避難に係る協力なども進めてまいりたいと考えています。

- ② 町から避難所以外の場所へ物資を届けることは困難であります。在宅避難においても、各自が、普段食べているものを常に多めに備蓄し、賞味期限が近づいたら消費し、また買い足す、「ローリングストック法」の活用などを心がけていただきたいと思います。
- ③ 必要な資機材の確保状況等は、国の地方創生臨時交付金や県補助金を活用し、間仕切りやパーテーション、マット等、2m間隔の占有場所を確保する、3密を防ぐための資材を中心に、現在備蓄を進めています。また、保管スペースの確保に課題がある中で、中学校への防災備蓄倉庫の設置や、町内の段ボール製品の事業者と、災害時に段ボール製ベッド等を優先的に供給の協力を要請できる協定を締結するといった対策を進めています。

避難所運営のあり方と致しましては、町マニュアルにおいて、小学校等の大きな避難所においては、教室等を活用した居住スペースの分散化と発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置することとしています。また、一般の避難者の居住スペースとはゾーニング、動線を分けることが望ましいとされていますので、施設の規模や設備などの関係で、分散が困難な施設の場合は、簡易テントやトイレ等活用するなど、可能な限り感染者

と一般の避難者とは動線を分けるような対策を行ってまいります。加えて、避難者の健康状態、不安等にも、個別に相談できる窓口、例えば、女性の視点や専門職による相談体制に配慮するなど、避難所運営の体制作りを進めてまいりたいと考えています。

- ④ 新型コロナウイルスに対応した避難所の開設については、事前の準備や開設時の受付等、多くの役割が発生し、従来の倍以上の人手が必要となります。

災害時に対応する職員のマスクやフェイスシールドの装備、事前の検温の実施など、マニュアルに沿った感染防御対策と実働訓練を実施し、効率的に稼働できる体制整備を進めていく必要があります。

その中で、今年の総合防災訓練においては、職員による避難所の開設訓練を中心に実施を検討しているところであります。新型コロナウイルス対策、町民の命を守るための訓練として実施し、実効性を高めていきたいと考えています。

また、感染予防と災害から命を守ることを両立させるためには、公助だけでは限界があることから、避難所が開設されたときは、避難されている方々自身で、町職員と協力しながら、自助・共助の視点に沿って、互いに円滑な避難所運営を進めていく必要があります。

質問 2

押印来庁対応が基本となる行政手続きにおいて、コロナ禍を契機に、行政手続きにおける押印の廃止、各種申請書類の電子化、電子メールや郵送での受付など3密を避ける感染防止の仕組みづくりを進め、コロナと共生していく新しい時代に対応した行政運営に取り組んでいただきたい。ご見解をお聞かせください。

答弁 (町長)

国では、7月に「規制改革実施計画」が閣議決定されたところであり、その中でデジタル時代の規制、制度のあり方、書面規制、押印、対面規制の見直しなどについて、改革案が示されているところであります。

現在、当町で行う行政手続きの多くは、押印、書面、対面原則のもと、事務を遂行しており、手続き上、個人の意思確認や同一性担保の必要性から対面に

よる本人確認、署名や押印をお願いする機会は、非常に多い、というのが現状であります。

特に押印については、各種申請様式を法律や町条例等で定めるものや、国や県の様式を準用しているために押印を求めているものも少なくありません。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした「新しい生活様式」により、他者との不必要な接触の機会を減らすことが求められる中、行政手続きのデジタル化に向けた政府の取組みが一気に加速している事を受け、当町としても押印慣行の見直しについて早急に取り組む必要があると認識しています。

具体的な取組みとしまして、先ずマイナンバーカードの普及促進によるカードの利活用であります。同カードの普及により、対面規制の見直しとして、既に町で導入している税金等のスマホ決済に加え、カード付帯の電子証明書による納税や確定申告、コンビニ店舗での証明書等の発行、政府が運営するマイナポータルを活用したワンストップサービスによる介護や子育てに関する電子申請等が可能となることから、行政手続きのデジタル化の基盤として同カードの普及促進は大変有効であると考えます。

次に、押印慣行の対象となる業務の状況把握や押印の根拠とする法令等を調査したうえで、不要な押印については条例改正による見直しを行い、また、各種手続きや町内施設の利用申込みにおいて、オンライン手続き等の電磁的手法による申請、電子署名や認証サービスの活用も視野に入れて調査、研究してまいります。

今後は、将来的な行政サービスのあり方を念頭に置いたうえで、国や県の方針に基づき、近隣市町との均衡を図りながら、町民の皆様の利便性向上と業務の効率化に向けて研究を行い、押印慣行の見直しなどデジタル時代の制度のあり方、新しい時代の行政運営に向けて検討してまいります。